

## 令和8年度分

## 芦北町準要保護児童生徒就学援助の申請について

この制度は、芦北町準要保護児童生徒就学援助費交付要綱(平成22年教育委員会告示第8号)に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、予算の範囲内で就学に必要な費用を支給し、義務教育の円滑な実施に資することを目的としています。

対象者・審査方法	申請方法	対象となる費目
<ul style="list-style-type: none"> <li>町立小中学校に通学する児童生徒の保護者で、<u>生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる人</u></li> <li>審査は、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条に規定する測定方法を用いて審査を行います。<u>世帯構成、年齢、所得状況等</u>により、収入額の算定及び需要額を決定し、収入額が需要額を超える場合は不認定となります。</li> <li>生活保護や特別支援教育就学奨励費との併給はできません。</li> <li>認定・不認定の審査結果は、令和8年2月下旬に申請者に通知します。</li> </ul>	<p><b>審査を希望する方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提出物 ① 収入額・需要額調書(表面) ② 同意書(裏面)又は令和7年度所得課税証明書(個人毎) ③ 新規又は口座変更の場合は通帳の写し</li> <li>■ 提出期限 <b>令和7年10月10日(金)まで</b></li> <li>■ 提出先 <b>佐敷中学校 事務室まで</b>            •新規申請の方は、調書を配布しますので学校にお電話ください。            •お子様を通じて提出をする場合は、提出漏れを防ぐため、学校に連絡をしてください。            •小学校新1年生分は学校ではなく、教育委員会に提出してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学用品費(全学年)</li> <li>新入学児童生徒学用品費等(新1学年)</li> <li>通学用品費(新1学年を除く)</li> <li>校外活動費(実施学年)</li> <li>卒業アルバム(小6、中3)</li> <li>修学旅行費(小6、中2)</li> <li>給食費(全学年) ※関係機関に直接払</li> </ul> <p>※ 詳細は裏面をご覧ください。</p>

## ★ 注意事項

- (1) **提出期限を過ぎた追加認定は「生活保護の停止(廃止)、転入、離婚、災害等」を除き認められません。**  
**審査を希望する方は、提出期限日までに必ず提出してください。**
- (2) 税の申告が済んでいない場合は、審査をすることができません。収入の有無に関わらず、申告をお願いします。令和7年1月1日の住所が町外である場合は、所在していた市区町村の所得課税証明書を調書に添えて提出してください。

## 問い合わせ先

芦北町立佐敷中学校 担当:宮本 ☎0966-82-2107(平日の 8:15~16:45)

芦北町教育課 学校教育係 ☎87-1171 (平日の 8:30~17:15)

## 1 対象となる費目及び支給額(令和7年度参考)

費目 ※年3回(前期・中期・後期)に分けて支給	支給額(年額)	
	小学校	中学校
① 学用品費	11,630円	22,730円
② 通学用品費(⑦を受給していない人)	2,270円	2,270円
③ 給食費 ※保護者口座に入金なし	51,000円	61,000円
	※就学援助対象者は給食費無償化対象外のため、就学援助費から直接関係機関に支払いを行っています。保護者負担はありません。	

費目 ※対象者のみ随時支給	支給限度額	
	小学校	中学校
④ 校外活動費(泊なし)	1,600円	2,310円
⑤ 校外活動費(泊あり)	3,690円	6,210円
⑥ 修学旅行費	22,690円	60,910円
⑦ 新入学児童生徒学用品費等	57,060円	63,000円
⑧ 卒業アルバム代	11,000円	8,800円

※転入等により、年度途中に認定された場合は、認定日以降の費目を対象とし、申請日から支給額を決定します。

## 2 収入額の算定及び需要額の決定について

「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条より

収入額の算定 <u>(A) - (B)</u> 12	世帯員で所得を得ている者が複数人いる場合は、個人毎に収入額を算出し、その合計額により保護者等の収入額とします。 (A)=同一生計世帯の世帯全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額 (B)=所得控除の対象として控除された雑損、社会保険料、生命保険料等の合計額
需要額の決定	ア) 同一生計世帯の世帯構成(住所、年齢等)に基づいて保護基準を用いて測定します。 イ) 教育扶助基準額(基準額、教材代等)、生活扶助基準(居住に係る基準生活費等)、住宅扶助基準等を算出

※ 調書内容及び所得状況等により算出するため、電話等によるお問い合わせの際に試算できるものではありません。該当するか不明の場合は申請により審査を受けることをお勧めいたします。